

専門委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ろう者水泳協会（以下「本協会」という。）定款第47条に定める専門委員会の組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 委員

(選任)

第2条 各委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名

副委員長 原則2名以内

委員 事業規模に応じた適正な人数とする。

2 委員長、副委員長及び委員は、理事会の決議により、理事長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は委嘱の日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 委員長は、各委員会の所管業務の範囲内において理事長からの委任に基づき、職務を執行する。

2 副委員長は、委員長の職務執行を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員は、委員長及び副委員長の職務執行を支援する。

第3章 委員会

(決議)

第5条 各委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって構成し、委員長が必要と認めた場合に招集して、その議長となる。

2 別途職務分掌規程に定める場合のほか、各所管分野における業務執行にあたり委員間で協議が必要な場合には、議事を執り行い、委員長・副委員長及び委員の合意により決定する。

3 理事長、理事及び監事は委員会に出席して意見を述べることができる。

4 本規程に定めるもののほか業務執行に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

第4章 規程の変更

(規程の変更)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、平成29年1月20日から実施施行する。